

売り上げをあげるために企業は常にマーケットシェアの拡大を自力で、あるいは他力を借りて図っています。後者の場合、主に以下の4つの手段があります。

①代理店方法②販売店方法③フランチャイズ④委託販売——。海外に進出したい場合や急成長を狙う場合には、代理店 販売店 フランチャイズは特に効果をあげます。4つの手段についてそれぞれの違いを紹介します。

中小企業のための 法務講座



法的観点からの 販売方法

(1) 代理店方法
代理店とは、メーカーと顧客の間で契約を結ばせることを目的に、マーケティングや宣伝、顧客との交渉をすることなどをメーカーから委任されたものです。いわば架け橋の役です。法律上の代理店とは、代理人として本人と第三者の間に法律関係を築く権限を明示的あるいは暗示的に本人から委任されることを指します。代理店方式は主に無形の商品(保険、広告)の販売に適している

実際に販売されたときとなります。
代理店の特徴
権限によりメーカーの代
わりに直接的に顧客と契約
することができます。販売
契約の効果（つまり商品あ
るいはサービス）はメー
ラーとお客様に帰属します。
代理店は契約に対して責任
がありません。売掛金の回
収などのリスクはメーカー
が負います。エージェント
の報酬はコミッショング（手
数料）です。

売店が負うことになります。例えばAppleの商品がこの方法によって販売されています。

販売店の特徴

メーカーから販売店が購入し、販売店から顧客がさらに購入するというように売買関係が2段階になっています。つまりメーカーと顧客との間に直接的なつながりはありません。売掛金のリスクは販売店が負い、販売店の報酬は再販売からの差額です。

を再販売するだけでの販売店と顧客間で契約が成立します。

(4) 委託販売
委託販売とはメーカーが
自社の商品を商店やデパート
に預けて、それらの商店
に代わりに販売させる方法
です。預けてからある程度
の期間がたつと売れなかつ
た商品はメーカーに戻され
れ、利益はメーカーと商店
でシェアします。小規模な
販売や新商品や知名度が低
い商品の販売に適しています。
売れなかつた場合はリターン
スルをメーカーが負うこと
で試しに売りに出してもら
ます。

代理店 vs 販売店

トアなどがフランチャイ

で試しに売りに出してもら

5

(2) 販売店方法
この方法は代理店と異なり、まず販売店はメーカーから商品を購入し、(例えば4ドル)商品を最終のお客さんに再販売(例えば5ドル)する方法です。代理店が得ることのできる利益はその差額分(1ドル)で、在庫のリスク／コストは販売者にかかる。この方法は、販売店が商品を手に入れることができるのは、車や器械など有形の商品を売る際にも代理店方式は使えますが、商品の在庫はエンジメントではなく、ほとんどはメーカーが所有し、商品の所有権もメーカーが持ります。そのため、エージェントが手数料を手に入れるができるのは、といえるでしょう。もちろん

最終的に「商品を顧客に売る」ことを目的とする機能が似ているため、多くの人は代理店と販売店を混同しがちです。しかし法的に両者は区別されます。代理店は誰かの代理として、本人と顧客の間で直接的に契約を成立させます。それに対して販売店はただ商品

ズを利用して海外にも店舗を保有しています。フランチャイズはWIN-WINの関係です。加盟者はすでに成功しているシステムやブランドをすぐに使うことができ、少ないリスクで起業できます。企業側もコストを抑えてスピード的に拡大することができます。

いやすくなります。
結論
会社により、扱う商品は
それぞれ違います。どの方
法を使うべきかは各々の
扱っている商品の特性にあ
り、決める必要があります。
(二)のシリーズは
月1回掲載します)



筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの
法律相談・契約書作成得意としている。香
港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、
在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェ
ット口相談員も務めている。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com